＼学歴無しの私もキッチリ節税しています／

確定申告の前に知っておきたい！
たった５つの大切なこと

内容

◆そもそも、確定申告ってなに？ 2

◆確定申告の必要がある人、ない人 6

◆なぜ確定申告をするの？ 10

◆どうして申告漏れ（脱税）がバレるの？ 16

◆本当に、素人にもできるのか・・・ 23

「やれるところまで自分でやる！」そう決めた方へ..... 26

はじめての確定申告 ©株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ

そもそも、確定申告ってなに？

パートさんが自ら確定申告をして収入を報告しに行く！なんて話、

あまり聞いたことがありませんよね！

「では、なぜパートは**確定申告が必要ない**のか？」

…それは、パートさんの場合、その作業を職場に全てお任せできて

いるためです。

例えば「所得（つまり稼いだ金額）」に応じて**国に支払う『所得税』**。

これ、実はパートで働いていると、職場側が毎月のお給料から

あらかじめ天引きをしておいてくれてるんですよね。

※天引きされている方は、給与明細に項目の記載があるかと思います。

よく年末になると**『源泉徴収』**って言葉、よく聞きませんか？

あれこそまさしくこのこと！

＜源泉徴収とは＞

＼会社が所得税の支払い分を天引き／

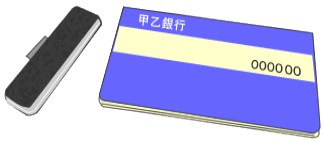

今月は10万円稼いだ！ ➡ 千円を源泉徴収 ➡ お給料の手取りは今月「９万９千円」だった

でも、よく「源泉徴収が返ってきた！」なんてこと耳にしませんか？

そうなんです。年末に返ってくる場合があるんですよね。

これは、源泉徴収の仕組みに理由があります！

というのも、源泉徴収とは**“支払いが予想される所得税をあらかじめ少額で月々徴収しておくこと”**を言います。

なので、例えば「月 8 万円ちょっと稼ぐ契約だから、扶養の範囲をこえちゃうかも」という予想で、月々源泉徴収はされてたんだけど「子供の夏休みがあったりして、なんだかんだ言って扶養の範囲内に収まることができた！」といった場合。

このとき、実際には扶養の範囲内で収まることができたので、**所得税の支払いが発生しません。**

そんなときには、源泉徴収によって徴収されていたお金は自分のところへ戻ってきます！

これが「源泉徴収が戻ってきた！」ということなのです。

もちろん、この**逆パターンもありますね。**

例えば「会社から毎月５千円源泉徴収されていたけど、所得税がそれ以上に発生してしまった！」といった場合。

この時は、**足りない分が年末のお給料から引かれてしまいます。**

だいたいは職場が上手に徴収してくれるので、これはあまり無いパターンですが、年末に可能性はゼロではないですね。

このように、過不足分のお金を本人に返したり、支払ってもらったり…という作業も、パートであれば職場が勝手にやってくれてますね！

よく『**年末調整**』とかって聞きますよね！これが、それです(笑)

さて、ここからが本題です。

アルバイトやパートさん、会社員は源泉徴収があります。

会社におまかせで OK ですね。

ただ、**自営業者の方だとそうはいきません！**

パートさんとは違い、自ら「〇〇円稼いだよ！」「××円所得税を払うよ！」という報告をしなければ“働いている”という証明ができません。

税額を確定するために、自分で収入や経費を申告する必要があるのです。

はい！コレ、『**確定申告**』って言います！

＜確定申告とは＞

今年は 100 万円稼いだ！

確定申告書を作って所得税を計算

確定申告＆所得税を納めに行く!!

確定申告の必要がある人、ない人

ここまで、確定申告って何なのか書いてきましたが、まだ『うーん…分かったような、分からないような』って感じですよね(笑)

それもそのはず。

実は、パートさんで源泉徴収は会社がしてくれていても確定申告をした方が良い場合もあるんです！

例えば、よく聞くものに『**医療費控除**』なんて言葉がありますね。

これは、簡単に言うと「医療費にたくさんお金がかかったから、確定申告をしてくれたら税金を少しだけ安くしてあげるよ」という制度ですね。

他にも『**ふるさと納税**』や『**住宅ローン控除**』など、パートさんや会社員であっても確定申告で税金が安くなる制度が日本にはいくつか存在しています。

つまり確定申告は、自営業者のように“確定申告しなければならない人”と、パートさんや会社員のように“確定申告した方がお得になる人”とで**2パターンがある**ということですね。

「申告しなければならない人」

■申告していないと…

- そもそも脱税なので違法。
- 住宅ローンの申し込みができない!!
- 保育園や児童クラブを利用できない。

■申告すると!?

- 国民健康保険料などが正しい金額が算出され、税金が安くなることも!!

▼ 必ず確定申告をしましょう！▼

個人事業主
従業員を雇わず身内のみで事業を行う方ですね。（ネットで収入を得ている方、ハンドメイド作家など）

不動産所得がある人
アパートの経営者など、不動産で収入を得ている方ですね。

50万円以上の賞金を得た人
宝くじや懸賞などで、50万円以上稼いだ方！

年金受給者
年金を受け取っている方です。

資産の売却によって収入を得た人
土地や建物を売却して得た収入のある方ですね。車をオークションで売った！という方もその対象です。

退職金をもらった人
勤務先から退職手当などを受け取った方ですね。

副業で年間20万円以上の収入がある人
本業での収入の他に20万円以上の収入のある方ですね。

年間2,000万円を超える給与のある人
個人事業主はもちろん、会社員であっても確定申告の必要があります。

また、パートさんや会社員であっても“確定申告しなければならない人”がいます。

例えば、**所得税を支払わなければならないほど稼いだのにも関わらず…**

・会社が源泉徴収してくれていなかった！

・給与を貰っているけれど、所得税が天引きされていない！

・年度の途中で退社したため、年末調整を受けていない！など

つまり“確定申告しなければならない人”とは「所得税を納めなければならないくらいの収入があるのに、所得税の支払いがされていない人」だと言えますね。

申告は任意ですが、した方が税金を安くすることができますよ！

申告することのできる人

「申告すると…」

・国民健康保険料など、税金が安くなることも!!

▼ 申告することがオススメ!!▼

雑損控除の対象者
・災害によって住宅や家財に被害を受けた方
・盗難などで住宅や家財などに損害があった方　など
これらの方は確定申告をすることで税金（国保、住民税など）を安くすることができます！

寄付金控除の対象者
国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした方が対象です。ふるさと納税もその1つですね！

その他
年末調整時に、地震保険・生命保険・自分で支払った過去の国保や国民年金などの申告を忘れた人も対象です。

住宅取得控除の対象者
住宅ローンを利用してマイホームを購入した方ですね。

医療費控除の対象者
・今年度、医療費に10万円以上の支払いをした
・収入金額の5％（収入金額×０．０５）以上医療費を支払った
これらの方は最大で 200 万円の医療費控除を受けられます。
医療費控除とは、所得に応じて計算される「税金（国保や住民税など）」そのものが、医療費控除分だけ安くなるということですね！

はじめての確定申告 ©株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ

💡 なぜ確定申告をするの？

確定申告をすることで、自分の「税金の額」を正しく計算することができます。結果、**「税金を安くできるかも」**というメリットがあります！

＜どうして税金が安くなるの？＞

国民健康保険や住民税（市県民税）などの「税金の金額（税額）」は、『所得』から計算されています。

※以下、分かりやすく簡単にしています。
厳密には間違っている解説もありますが、分かりやすいイメージだとお考えください。　詳細は有料版にて解説しています。

＜パート会社員の税額はこう決まる＞

今年度の収入は
300 万円だった!!

300 万円の所得額から計算…

収入

例：税額 30 万円に決定!!

パートさんや会社員の場合は、働いて得た収入の全てを『所得』と言います。

年間 300 万円の収入があった場合、所得も 300 万円。

パート・会社員は「収入＝所得」です。

つまり、稼いだ額＝所得なので、そこから直接「税額」が決定されます！※分かりやすく表現しています。

しかし、個人事業主（フリーランス）の場合は違います！

「収入＝所得」ではありません。

個人事業主の場合は、「収入－必要経費＝所得」なのです！

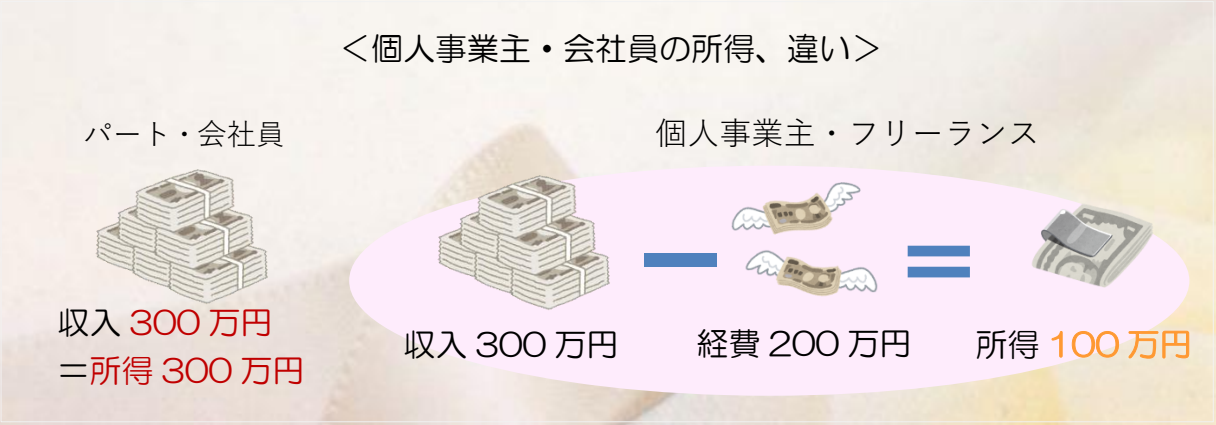

収入から経費を引き算できる！

だから税金が安くなるのです。

だから、正しく確定申告をすることで、税金を安くすることができるメリットがあるのです！

また公立の保育園（市区町村が運営している認可保育園）の保育料は、住民税から算出されています。

＜保育料はこう決まる＞

住民税 20 万円に決定!!

住民税から計算…

保育料も決定!!

ということで、確定申告をすることで、住民税だけでなく、保育料までもが安くなってくれるのです！！

「安くなってくれる」と言うと、少しおかしいですね。

「本来の正しい税額にしてくれる」と言うのが正しいです！

だって、個人事業主って、経費も全部自分持ち。交通費も出ないし…福利厚生も何もないですよね…。

実際に手元に残るお金って、正直、本当に少ない！！

収入そのものから税金が計算されていたら、「そんなに手元に残ってないよ！！払えない。」って額になってしまいます。

しかし、正しく確定申告をすることで、本当に手元に残っている金額から税額を算出してもらうことができるのです！

これが「本来の正しい税額にしてくれる」ということでつまりは「安くなってくれる」ということなのですよね。

とはいえ…

中には、収入を申告する必要があるのにも関わらず、確定申告をしていない方もいらっしゃいます。

“別に申告しなくてもバレないんじゃないの？収入がゼロってことにすれば。そうすれば国保もタダじゃない？”

こういった考えの方ですね。実は、私の知人にもいます。

たしかに、昔は税務署の調査も軽かったようです。

しかし、現在は、いずれバレてしまう可能性があります。

・・・というか、**実際にバレます。**

主人の知人 Y さんは税務調査が入り、税務署に所得の申告漏れがバレてしまい、口座差し押さえとなり、凍結されてしまいました。

どうして申告漏れ（脱税）がバレるの？

なぜ申告漏れがバレてしまうのか。

それは、税務署による「税務調査」が行われているためです。

「税務調査」と聞くと、皆さまだいたいの想像が付くかと思いますが…

このあたり、弊社の社長が詳しいので、気になる部分を少し掘り下げて聞いてみました！

はじめての確定申告 ©株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ

Ｑ１　『調査に入る相手は、どうやって選んでいるの？』

実は、数年に一度のペースで、税務署に登記されている法人・個人をランダムで抽出し調査をしています。

Q2　『調査の頻度は？』

頻度に決まりはないようです。

ですが、そのランダムな調査で色々な問題があったところには、次の調査が早めに来ることも多いです。

Ｑ３　『ランダムな調査でたまたま抽出されなければ、税務調査は来ないということ？』

それは違います！

ランダムに抽出される以外にも、調査の方法があります。

例えば、調査の証拠集めのために取引先へ税務調査に入る場合もあります。

これを、「反面調査」と言います。

そりゃ、いつかはバレますよね…

＜反面調査とは？＞

例えば、先ほどのＹさんが職人さんだとします。

Ｙさんの収入は、下請け会社のＸ組から支払われています。

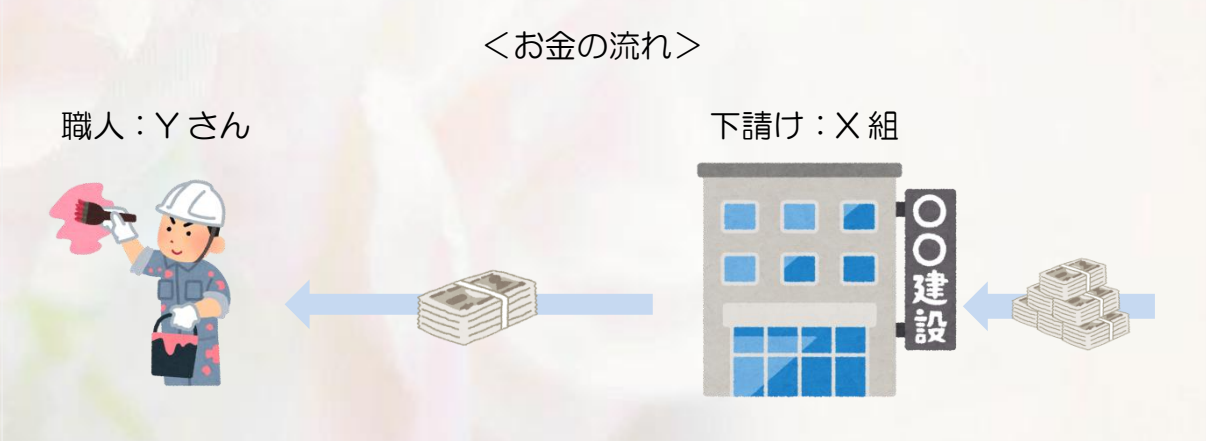

まずＸ組に税務調査が入ったとします。

そこで、「本当にＹさんに外注したのか？」と疑われたとします。

さらに、**“いやいや、疑わしいな！”**と思われた場合・・・

税務署は、「じゃあＹさんに反面調査してもいいのか？」と言ってくることも。

その後、税務署の調査と判断で、Ｙさんへの税務調査が始まります。

その調査はあくまで X 組の不正の証拠集めのためのものです。

Y さんへも、そのように宣言され調査が始まります。

これが「反面調査」です。

しかし、その調査で“Y さんもおかしいぞ！！”となることがありますよね。それを、調査員は上司に報告。

後日、別の調査員がやってきます！

実は、この税務調査はタレこみから始まることもあります。

例えば「X 組が経費を架空計上している！」という直接的なものから、「X 組がお金を払ってくれない！」なんて苦情じみた物も。

また、SNS で税務署が情報収集しているパターンもあるんですよ！

とはいえ、**税務署の署員の方も忙しいのが現実。**

また、上が不正をしていると下の企業や個人が巻き込まれてしまうことも多いです。…だって、逆らえないし。

ということで、不正の確率が低いところへランダムに調査するよりも、１件の調査から芋づる式にさらなる申告漏れ（故意なら脱税です）を見つけられる「反面調査」。

こちらの方が税務署にとって効率的なのです！

つまり、税金の未納や確定申告の申告漏れ（脱税等）は、**遅かれ早かれ、いずれ税務調査によってバレれてしまう仕組みとなっているのですね。**

また、余談ですが、個人事業主の住宅ローン審査には確定申告書が必要です。

銀行にもよりますが、3年分の申告書が必要となる場合がほとんどです。
住宅ローンは夫婦の収入も合算できる銀行もあり、その場合はフリーランスで働く奥様も確定申告書が必要となります。

住宅ローンの利用を検討している方は、その3年前から準備を始める必用があるということですね！

これまで確定申告をしてこなかった方は、もちろんそれ以上に急ぐ必要があります。

さらに、住宅ローンを利用してマイホームを購入した方も、「住宅取得控除」といって、税金を安くするための確定申告ができるようになります。

つまり、これから住宅ローンのお世話になる予定の方にとって、**確定申告は切っても切れない関係**ということになりそうですね。

本当に、素人にもできるのか・・・

確定申告は確かに面倒です。正直、私も毎年そう思います。

特にはじめての確定申告は、**本当に億劫でした。**

市役所すら苦手だった私は、税務署へ足を運ぶなんてことは、本当に考えられませんでした。

ですが、申告をしなければならないという、国の決まりは変わらない。これが現実なのです。

面倒だからと逃げていても、いずれは向き合わなければならない時が来るのです。

だから、まずは“一度やってみること”です！

失敗しても良いのです。

私も、何度税務署に修正され、なぜか逆に助かっています(笑)

※すみません、余談です。

一度やってみれば、「なあんだ！こんな簡単なことだったの？」と思えることもありますよ！

また、税理士さんにお願いするという方法もあります。

予算のある方や、他にも相談事などがある方は、一度相談をしてみても良いですね。

【参考 URL】

何度でも＜無料で＞税理士をご紹介！！【税理士ドットコム】

とはいえ、税理士を雇うには、**やはりお金がかかりますね…。**

ちなみに、確定申告の時期になると**税務署で相談会や、会館で説明会なんかもやっています。**

実は、１年目の時に私も参加しました。

ですが…

これに参加したからといって、確定申告ができるようになるかといえば、そうではありませんでした（笑）

当時の私は、そこに参加すれば税務署員の方が全て教えてくれると思っていたのです。
しかし、**現実はそんなに甘いものではありませんでした。**

前述したとおり、税務署員の方も忙しい！
だから、あまりにも知らない人は静かに怒られます（笑）

大切なのは、自分で勉強すること・やってみることなのだと、そこでようやく実感したことを覚えています。

この PDF ファイルなどで、ある程度勉強してから相談会へ行くといいと思いますよ！

でも、もちろん一番のオススメは、やはりできるところまでは自分でやっておくことです！

「やれるところまで自分でやる！」そう決めた方へ

ここまでお読みいただき、ありがとうございました！

容量の問題もあり、無料版はここまでとなっています。
続きは有料版でご覧いただけますので、そちらをぜひ参考にしてみてくださいね。。

『確定申告を自分でやる！』そう決意した方が、確定申告ができる状態まで進める。

そんな PDF ファイルとなっています！！

詳しい内容はコチラ♪

↓ ↓ ↓ ↓

はじめての確定申告

（青色って何？個人事業主が節税するには？）

内容

- 確定申告を決意！…でも「何から始めればいいの？」
- 開業って何？メリットは？
- よく言う「青色」「白色」ってどう違うの？
- 青色だと「家賃も電気代も経費にできる」ってホント？
- 青色だと、国保や住民税・保育料がめちゃくちゃ安くなる！！
- 青色になるための条件って何？
- あなたにとって、開業は必要ですか？
- 開業に必要な書類一式の紹介と書き方は？
- 開業届の提出で気を付けることって？（体験談あり）
- 会計ソフトの比較！帳簿付けを学ぶオススメの本

公式オンラインストアからご購入いただけます♪

それでは、またお会いできることを楽しみにしております。

2018 年 9 月　©株式会社 A･I･S　古田

株式会社 A･I･S
PDF ファイルについて

■ 著作権について

この PDF ファイルは著作権に保護されている著作物です。ノウハウの使用に際して、以下の注意点にご注意ください。

■ 使用許諾契約書

以下契約はあなたと株式会社 A･I･S との契約です。当 PDF ファイル 5 ページ目以降に進むことにより、あなたはこの契約に同意したことになります。

■ 第 1 条

この契約書は当 PDF ファイルに含まれる情報を本契約に基づきあなたが非独占的に使用する権利を許諾するものです。

■ 第 2 条

当 PDF ファイルに含まれる情報は著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえその情報を株式会社 A･I･S との書面による事前許可を得ずして当 PDF ファイルの一部、または全部を複製および転載することを一切禁じます。

コピー、ビデオや電子メディア、メール、メールマガジンなどでの複製、転載およびインターネット上で公開することを禁じます。またオークションなどを含む転売することを禁じます。

■ 第 3 条

あなたがこの契約に違反した場合、株式会社 A･I･S は損害賠償請求を行います。その額は弊社損害額より都度算出します。

■ 第 4 条

上記規定の禁止行為を発見された方は直ちにご連絡ください。

また当書を株式会社 A･I･S 以外から入手された方はご一報ください。

連絡先 net@ais-co.biz

【免責事項】

当 PDF ファイルは著者の経験をまとめたものであり、すべての読者の利益や損害を保証するものではありません。

また法律など国や税務署による決まりの変更によりこのノウハウが使えなくなる可能性もあります。

当 PDF ファイルによりいかなる損害が発生しましても一切の責任を負いません。全ては自己責任で行う事とします。